平成２３年（フ）第３５０号
奈良県天理市豊井町15番地
債務者　川口　育恵
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５８号
奈良県天理市川原城町52番地
債務者　湊　　美華
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
広島市東区曙１丁目３番21号
債務者　地鶏屋こと　細谷　宜史
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８９号
広島県安芸郡府中町山田２丁目１番14号
債務者　山崎　誠介
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７９号
広島県山県郡北広島町今吉田2696番地
債務者　藤本　誠司
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５３号
広島市佐伯区海老園４丁目４番34―503号
債務者　河野　明子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６０号
広島市安佐南区緑井２丁目13番14―202号
債務者　永見　三郎
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６６号
福岡市西区内浜１丁目18番４―208号
債務者　高田　昭吾
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９０号
福岡県筑紫野市大字山家4752番地11
債務者　瀬井　勇喜
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２８号
福岡県春日市上白水５丁目29番地金堂マンション122号
債務者　大原　利彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５２号
福岡市東区和白丘１丁目21番２―102号
債務者　泉　　徳幸
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８９号
福岡市博多区美野島４丁目１番１―706号
債務者　辻　　信彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４号
秋田市仁井田本町３丁目21番９号
債務者　船木　秋子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５号
秋田市旭北錦町５番27号　ロイヤルレジデンス301
債務者　伊藤　宏幸
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９号
秋田市新屋松美ガ丘南町11番29号　ささきアパート２号
債務者　藤原　雄斗
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００号
秋田市新屋松美ガ丘南町11番29号　ささきアパート２号
債務者　藤原　優希
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４号
秋田県潟上市天王字上江川169番地２　グローリーＫ・Ｔ105
債務者　鈴木　香織（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９号
秋田市旭南２丁目５番31号　近間貸家２Ｆ
債務者　髙橋ツキ子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部